

○総務省訓令第 36 号
 電波法関係審査基準の一部を改正する訓令を次のように定める。
 令和 4 年 6 月 28 日

総務大臣 金子 恭之

電波法関係審査基準の一部を改正する訓令
 電波法関係審査基準（平成 13 年総務省訓令第 67 号）の一部を次のように改正する。

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
別紙 2 （第 5 条関係）無線局の目的別審査基準 第 5 放送関係 [1 ～ 3 略] 4 超短波放送局 (1) コミュニティ放送局 コミュニティ放送局の審査は、次の基準によるほか、別紙 1 第 2 の 2 の基準により行う。 [ア 略] <u>イ 周波数について</u> <u>茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都又は神奈川県が放送区域に含まれる場合においては、77.1MHz又は78.8MHzの周波数の電波を使用しないものであること。</u> ウ [略] エ [略] (2) イベント放送局 イベント放送局の審査は、次の基準によるほか、別紙 1 第 2 の 2 の基準により行う。 [ア～ウ 略] <u>エ 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都又は神奈川県が放送区域に含まれ、かつ、77.1MHz又は78.8MHzの周波数の電波を使用する場合において、当該周波数の指定に当たっては、「この周波数の使用は、臨時災害放送局が運用される場合に影響を及ぼさない範囲に限る。」旨の付款を付すものとする。</u> (3) 臨時災害放送局	別紙 2 （第 5 条関係）無線局の目的別審査基準 第 5 [同左] [1 ～ 3 同左] 4 [同左] (1) [同左] [同左] [ア 同左] [新設] [同左] [同左] (2) [同左] [同左] [ア～ウ 同左] [新設] (3) [同左]

臨時災害放送局の審査は、次の基準によるほか、別紙1第2の2の基準により行う。

[ア・イ 略]

ウ 77.1MHz及び78.8MHzの周波数の電波は、原則として茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都又は神奈川県が放送区域に含まれる臨時災害放送局について使用するものであること。

(4) その他の超短波放送局

(1)から(3)までに掲げる以外の超短波放送局の審査は、次の基準によるほか、別紙1第2の2の基準により行う。

茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都又は神奈川県が放送区域に含まれる場合においては、77.1MHz又は78.8MHzの周波数の電波を使用しないものであること。

[5～9 略]

[同左]

[ア・イ 同左]

[新設]

[新設]

[5～9 同左]

附 則

この訓令は、令和4年6月28日から施行する。